(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
都留市田原一丁目五四四番から同市田野倉字下芦出一五一八番まで	前	BA 七・〇〇～二八・〇〇メートル 六・〇〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一一・〇〇～九八・八五メートル 七・〇〇～二八・〇〇メートル 六・〇〇〇キロメートル 五・六三四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月五日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
相模原市緑区葉山島字鬼久保一一八五番一から同市緑区小倉字下平一〇五七番一まで	前	一二・〇八～一三六・〇七メートル 三・三四六キロメートル
	後	一二・〇八～一六九・八一メートル 三・三四六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局東京国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月五日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　二十号　東京都新宿区新宿四丁目六番一から同都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二四番一九まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　東京地下鉄株式会社　代表取締役社長　梅﨑　壽

住所　東京都台東区東上野三丁目一九番六号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

管理シャッター・エレベーター・エスカレーターの制御等

四　管理の期間　平成二十二年五月二十一日から当該協定の存続する日まで

○関東地方整備局告示第三百二十三号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第八十二条の規定に基づき処分をしたので、同法第八十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月五日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　被処分者

(一) 商号　株式会社ライフ・キーパーズ・ジャパン

(二) 代表者氏名　岸本　信誠

(三) 主たる事務所　東京都渋谷区渋谷三丁目九番十号

(四) 登録番号　大臣（二）第〇三〇〇九四号

(五) 登録年月日　平成十九年二月二十五日

二　処分年月日　平成二十二年七月二十二日

三　処分内容　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第八十二条に基づく業務停止命令（十四日間）

(一) 業務停止期間　平成二十二年八月九日から平成二十二年八月二十二日まで

(二) 停止を命ずる業務の範囲

マンション管理業に係るすべての業務。

ただし、業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新及び業務停止の開始日前に締結した管理受託契約に基づく管理事務並びに業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における、当該管理受託契約に基づく管理事務を除く。

○関東地方整備局告示第三百二十四号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十二年七月二十日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十二年八月五日

関東地方整備局長　菊川　滋

建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：流動調整型嫌気濾床・担体流動濾過方式

製造者の住所・氏名	東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号　前澤化成工業㈱ 代表取締役社長　雛波　理夫
工場の所在地及び名称	埼玉県熊谷市ノ坪408　前澤化成工業㈱　熊谷第一工場 岡山県倉敷市児島塩生字新浜2767番地の22　ゼオンリム㈱ 大阪府岸和田市今木町101番地　池田化成工業㈱
認定番号	3―10―H―011 〃　011―1
浄化槽の名称	マエザワ浄化槽　VRX―5型 〃　VRX―7型

建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：流動調整型嫌気濾床・担体流動濾過方式

製造者の住所・氏名	東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号　前澤化成工業㈱ 代表取締役社長　雛波　理夫
工場の所在地及び名称	埼玉県熊谷市ノ坪408　前澤化成工業㈱　熊谷第一工場 岡山県倉敷市児島塩生字新浜2767番地の22　ゼオンリム㈱ 大阪府岸和田市今木町101番地　池田化成工業㈱
認定番号	3―10―H―012
浄化槽の名称	マエザワ浄化槽　VRX―10型

○関東地方整備局告示第三百二十五号

次の道路に共同溝を建設するので、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第五条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月五日

関東地方整備局長　菊川　滋

道路の種類　路線名　区間

一般国道　二十号　世田谷区上北沢四丁目一一一六番三四から同区給田三丁目八〇七番二まで